

後期高齢者医療被保険者証の廃止について

令和6年12月2日で現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。令和6年12月2日以降、新たに被保険者になる方、資格情報に変更がある方、紛失等による再発行の方には、被保険者証の代わりに「資格確認書」を交付します。

～令和7年7月までの暫定的な運用について～

後期高齢者医療制度の暫定的な運用として、令和6年12月2日から令和7年7月までの期間は、マイナ保険証を持っている、持っていないにかかわらず、一律「資格確認書」を交付することとなりました。

■有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証(ピンク色)をお持ちの方

被保険者証(ピンク色)の記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限まで医療機関等でご使用いただけます。

■令和6年12月2日以降に75歳年齢到達等で新たに被保険者になる方

資格確認書を交付します。下記をご確認ください。

資格確認書 とは？	<ul style="list-style-type: none">○従来の被保険者証の代わりになるもので、医療機関等の窓口で提示することで従来の被保険者証と同じように受診できます。○被保険者証と同一のはがきサイズです。○資格確認書は本人の申請によらず交付します。○被保険者証廃止後に、従来の被保険者証の記載内容に変更が生じたり、被保険者証を紛失した場合は、資格確認書を交付します(紛失により交付を受ける場合は申請が必要です)。
----------------------	---

マイナ保険証を利用しましょう！

マイナ保険証とは「保険証利用を申し込んだマイナンバーカード」のことです。

マイナ保険証はいろいろなメリットがありますので、ぜひご検討ください！

【マイナ保険証のメリット】

- ・本人の同意により、初めての医療機関等や救急現場でも、健診情報や過去に処方された薬剤情報が医師等に共有されるので、より適切な医療が受けられるようになります。
- ・医療費が高額になる場合でも、申請なしで限度額を超える支払いが不要になります。
- ・引越しをしても切り替え不要で保険証として使えます。

【利用の申し込み方法】

医療機関・薬局等の受付にあるカードリーダー、セブン銀行ATM、市町村の窓口、マイナポータルでお申し込みできます。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

0120-95-0178(無料)

受付時間(年末年始を除く) 平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30

国民健康保険被保険者証の廃止について

令和6年12月2日で現行の国民健康保険者証は廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には従来の保険証と同じように医療機関等で受診できる「資格確認書」を、また、マイナ保険証をお持ちの方にはご自身の資格情報を確認いただくため、「資格情報のお知らせ」をそれぞれ交付します。

- 有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証(ピンク色)をお持ちの方
被保険者証(ピンク色)の記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限まで医療機関等でご使用いただけます。
- 令和6年12月2日以降に新規で国民健康保険へ加入する方や国民健康保険で70歳を迎える方

<p>資格確認書 (マイナ保険証をお持ちでない方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の被保険者証の代わりになるもので、被保険者証と同一の大きさとで交付します。医療機関等の窓口で提示することで従来の保険証と同じように受診できます。 ○資格確認書は本人の申請によらず交付します。 ○マイナ保険証をお持ちでない方が被保険者証廃止後に、従来の被保険者証の記載内容に変更が生じたり、被保険者証を紛失した場合は、資格確認書を交付します。 ○マイナ保険証を保有している方でも、「マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方」、「マイナ保険証での受診が困難な方」には申請により資格確認書を交付します。
<p>資格情報のお知らせ (マイナ保険証をお持ちの方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自身の被保険者資格情報(窓口負担割合や被保険者番号など)を確認いただくもので、A4サイズの紙で交付します。 ○「資格情報のお知らせ」や「マイナポータル」の資格情報の画面のみでは医療機関等を受診できません。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお問い合わせ先

☎0120-95-0178 (無料) 受付時間(年末年始を除く):平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30

11月は
ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか?
この機会に年金加入状況の確認を!

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

11月30日は
年金の日

「ねんきんの日」とは

厚生労働省は、国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

マイナポータルを使って以下のことができます

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の電子データの受け取り
- 国民年金保険料学生納付特例等の電子申請

ほかにも

- ・ご自身の年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の試算
- ・「ねんきん定期便」や各種通知書の確認 など

詳しくは「ねんきんネット」で検索

スマートフォン版「ねんきんネット」では、パソコン版の一部サービスのみが利用できます。

ねんきんネット

検索

<https://www.nenkin.go.jp/n-net/>



ねんきんクマ
「ねんきんネット」マスコット



スマホで
アクセス

ご不明な点は役場住民課または年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434